

平成29年度

保育園・認定こども園 入園案内



平成27年4月1日より「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。
今後とも国の動向等により、内容が変更になる場合があります。

南砺市教育委員会 教育部 こども課
南砺市井波520番地（井波庁舎2階）
TEL.0763-23-2010 FAX.0763-82-1144

— も く じ —

○ 子ども・子育て支援新制度の概要	… 1
○ 入園の基準について	… 3
○ 申込みから入園までの流れ	… 4
○ 申込みに必要なもの	… 5
○ 保育料について	… 7
○ 保育事業について	… 9
○ 南砺市内保育園・認定こども園一覧	… 10
○ 支給認定・入園承諾後の手続き	… 11
○ 変更手続き一覧と変更に必要なもの	… 12
○ 個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認	… 13
○ 南砺市の保育園・認定こども園所在地	… 14

子ども・子育て支援新制度の概要

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がはじまり「必要な教育・保育の認定制度」が導入されました。保育園及び認定こども園等の利用を希望される保護者の方は、市が定める以下の基準に従って認定を受けてください。

【3つの認定区分】

施設を利用する際は、入園申し込みと併せて、市から認定を受ける必要があります。これを「支給認定」といいます。認定には3つの区分があり、それによって利用できる施設が決まっています。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園部分)
				保育短時間 保育標準時間	・保育園 ・認定こども園 (保育園部分)
満3歳未満	あり	3号認定	保育認定	保育短時間	・保育園 ・認定こども園 (保育園部分) ・地域型保育
				保育標準時間	

【教育・保育時間】

施設を利用できる時間は、次のとおり区分されています。園の種類によって時間帯が異なる場合がありますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

教育標準時間

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
(利用可能時間は施設によって異なります。)

保育短時間

主に、保護者のいずれも、または、いずれかがパートタイム勤務等を想定した利用
(利用可能時間は最大8時間で、時間帯は施設によって異なります。)

保育標準時間

主に、保護者のいずれもが、フルタイム勤務を想定した利用
(利用可能時間は最大11時間で、時間帯は午前7時から午後6時までです。)

利用のイメージ		7:00	8:00	9:00	15:00	16:00	18:00	19:00
<例>				登園時間	教育標準時間		一時預かり(預かり保育)	
教育標準時間								
保育短時間		延長保育①	保育短時間(8時間)				延長保育①	
保育標準時間		保育標準時間(11時間)						延長保育②

※利用できる時間は園の開園時間内です。(延長保育等は別料金が必要となります。)

【保育の必要性について】

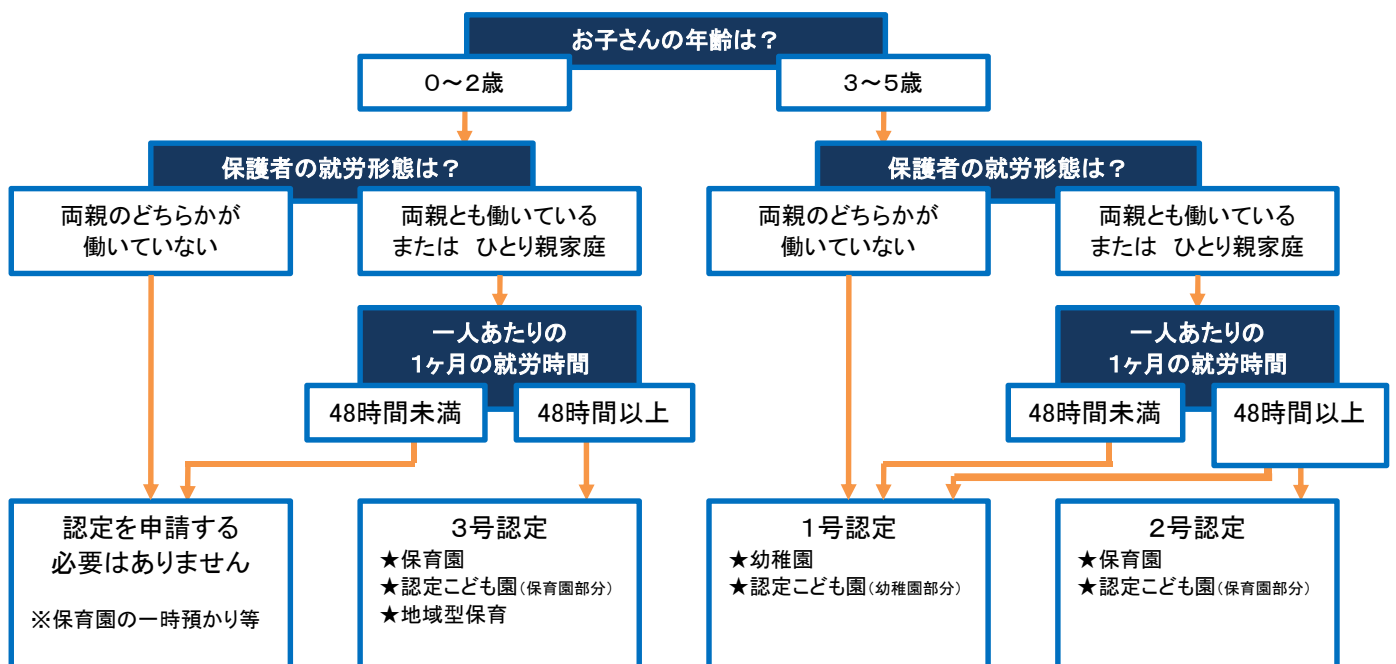
2号認定、3号認定を受けるためには、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。
また、就労時間などによって、保育の必要量（保育を受けられる時間）が変わります。

	保育を必要とする事由	保育短時間利用	保育標準時間利用	認定期間
①	就労	月48時間以上 120時間未満の就労	月120時間以上の就労	2号：児童の就学前まで 3号：児童が満3歳に達するまで
②	産前産後	状況によって希望できる	○	下記のうちいずれか短い期間 ・①に示す期間 ・出産(予定)日の8週間前から8週後の月末まで
③	保護者の疾病、負傷、障害	状況によって希望できる	状況によって希望できる	①に示す期間
④	同居親族の介護、看護	月48時間以上 120時間未満の介護等	月120時間以上の 介護等	①に示す期間
⑤	災害復旧	状況によって希望できる	○	①に示す期間
⑥	求職中	○	×	下記のうちいずれか短い期間 ・①に示す期間 ・認定の効力発生日から90日後の月末まで
⑦	就学・職業訓練	月48時間以上 120時間未満の就学等	月120時間以上の 就学等	下記のうちいずれか短い期間 ・①に示す期間 ・学校等を卒業する予定日の月末まで
⑧	児童虐待、DV	状況によって希望できる	○	①に示す期間
⑨	育休期間中の特例利用	○	×	下記のうちいずれか短い期間 ・①に示す期間 ・利用が必要と認められる期間(注1)
⑩	産後の特例利用	○	×	下記のうちいずれか短い期間 ・①に示す期間 ・利用が必要と認められる期間(注2)

(注1)：3・4・5歳児クラスの在園児については、①から⑧までの事由がなくても保育の必要性の認定を受けることができます。

(注2)：出産児童が満1歳になる月の末日まで①から⑧までの事由がなくても保育の必要性の認定を受けることができます。
(3・4・5歳児クラスについては出産児童が満1歳になる年度の末日まで認定を受けることができます。)

※父母がそれぞれ別の事由に該当し、認定期間に差がある場合は、期間の短い方で認定します。



保護者の就労状況等に応じて、保育を受けられる時間が異なります。

*「保育標準時間(フルタイム就労など)」は、主に両親とも週30時間以上就労などをしている場合で、最大11時間利用できます。

*「保育短時間(パートタイム就労など)」は、最大8時間利用できます。

入園の基準について

保育園・認定こども園(保育園部分)

保護者の就労や病気などのために、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。

入園申込みができるのは…

入園できるのは、次の①と②の要件をすべて満たす場合です。

- ①入園児童と保護者の住民登録が南砺市にあり、実際に南砺市にお住まいの方
- ②3つの認定区分のうち、2号認定・3号認定を受けた方

*同じ家屋内に住んでいる(=同一生計の)祖父母がいる世帯で、祖父母(祖父は60歳未満、祖母は65歳未満)に就労等(児童を保育できない理由)がない場合は、南砺市保育園入園選考基準において優先順位が調整されます。

同一生計ではなく別世帯として認定されるのは、同一敷地内の別家屋及び同一家屋で、玄関・台所・風呂等が別々に設置され、世帯ごとに生活が独立している場合です。

なお、「保護者の単身赴任による別居」「離婚成立後や内縁関係にある方との同居」は、同一生計とみなすこととなります。

認定こども園(幼稚園部分)

保護者の就労等にかかわらず入園できる、幼稚園の機能をもった施設です。

入園申込みができるのは…

入園できるのは、次の①と②の要件をすべて満たす場合です。

- ①入園児童と保護者の住民登録が南砺市にあり、実際に南砺市にお住まいの方
- ②3つの認定区分のうち、1号認定を受けた方

平成29年度 入園対象児童の満年齢	
5歳児クラス	平成23年(2011年)4月2日生まれ～平成24年(2012年)4月1日生まれ
4歳児クラス	平成24年(2012年)4月2日生まれ～平成25年(2013年)4月1日生まれ
3歳児クラス	平成25年(2013年)4月2日生まれ～平成26年(2014年)4月1日生まれ
2歳児クラス	平成26年(2014年)4月2日生まれ～平成27年(2015年)4月1日生まれ
1歳児クラス	平成27年(2015年)4月2日生まれ～平成28年(2016年)4月1日生まれ
0歳児クラス	平成28年(2016年)4月2日生まれ～

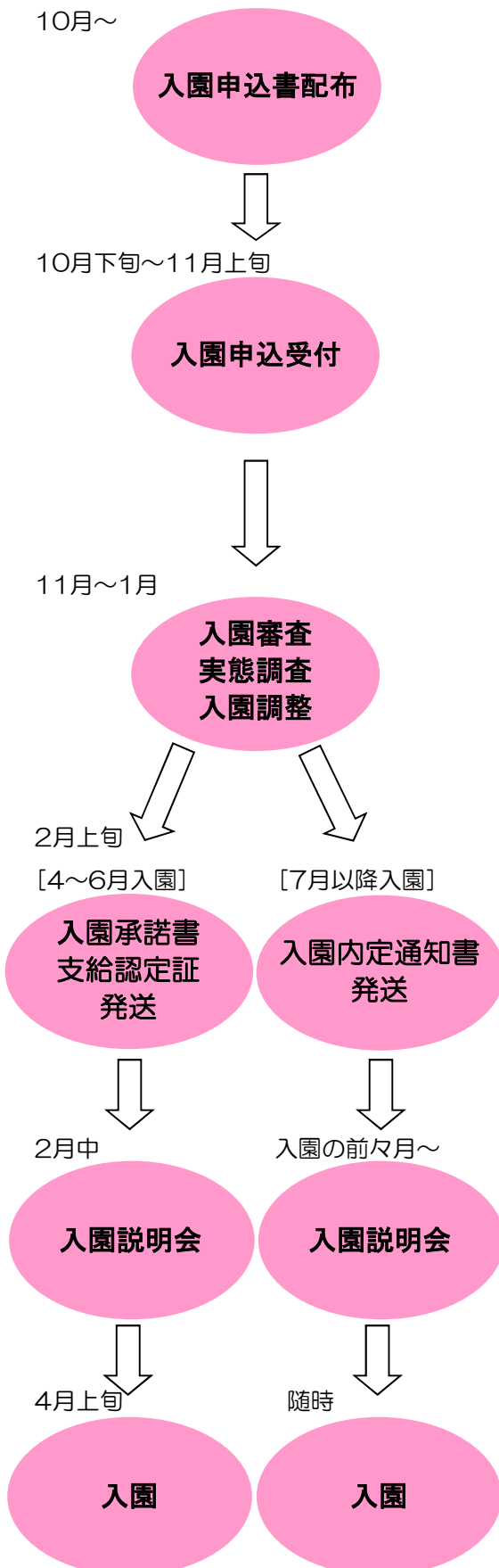
※施設によって入園できる児童の月齢等が異なりますので、詳しくは10ページの南砺市内保育園・認定こども園一覧で確認してください。



申込から入園までの流れ

公立・私立保育園、公立認定こども園共通

※私立認定こども園については、各園に確認してください。



- 入園を希望される保育園や各行政センター、こども課で「支給認定申請書 兼 入園申込書」を配布しています。
- 必要書類の準備、記入をお願いします。
(南砺市のホームページからもダウンロードできます。)

- 各保育園で受け付けしますので、受付日を広報や市ホームページ、園掲示等でご確認ください。
- 入園申込の際に面談があります。
当日は、必要書類を持参のうえ、お子さんと一緒に受付場所へお越しください。
※必要書類は5・6ページでご確認ください。
- 5月以降の途中入園についても、必ずお申込みください。

- 提出書類をもとに支給認定を行い、保育を必要とする事由等を総合的に判断して入園の可否を決定します。
定員を超える申込みがあった場合は、就労状況等により保育の必要性が高い方から優先となりますので、第2、第3希望の園に入園していただくことがあります。
- 認定こども園(幼稚園部分)を希望される場合は、定員を超えない範囲であれば全員が内定となります。

- 6月までの入園の方には、「保育園入園承諾書」と併せて「支給認定証」をお送りします。2月中に開催予定の入園説明会についてもお知らせします。
- 7月以降の入園の方には、「入園内定通知書」をお送りします。「保育園入園承諾書」と「支給認定証」は、入園の前々月にお送りする予定です。

※支給認定証は申請後30日以内に交付することとされていますが、認定事務と入園審査事務と平行して行うため、承諾書と併せてお送りします。

- 各保育園で行います。

※7月以降の入園の方は、「入園承諾書」が届いた時点で各保育園に連絡し、入園の説明を受けてください。

- 申込内容に変更が生じた場合は、こども課または保育園へ速やかに届け出てください。

- 4月入園児の入園式を各保育園で行います。
- 保育料は、決まり次第お知らせします。



申込みに必要なもの

支給認定申請書兼入園申込書

※南砺市の入園申込書は施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書と兼ねたものになっています。

□ マイナンバーと本人確認のできるもの（詳しくは13ページでご確認ください。）

印鑑

母子健康手帳

- 受付日に、母子健康手帳を見せていただきながら面接を行います。

保育の利用を必要とする理由を証明する書類(2号・3号認定の場合)

- 保育の利用を必要とする理由を証明する書類は、お子さんの父母及び同居の祖父母（祖父は60歳未満、祖母は65歳未満）それぞれについて提出していただく必要があります。
- 同居の祖父母が就労をしていなくても、利用申込をすることができますが、入園選考の際に優先順位が調整されます。
- 理由に応じて必要な書類が異なります。下表を参考にしてください。

保育の利用を必要とする理由		提出書類	備考
① 就労等 月48時間以上	会社などに勤務している方（内定含む）	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※保険証の写しは不可	就労証明書は勤務先が証明し、内職の場合は委託業者が証明します。
	自営業で就労している方	<input type="checkbox"/> 農業等従事証明書または 自家営業就業申立書	株式会社、有限会社等、法人格を持つ企業を営んでいる場合は、就労証明を提出してください。
②	妊娠・出産（産前産後8週まで）	<input type="checkbox"/> 入園理由申立書（妊娠・出産） <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し	母子手帳の表紙と出産予定日が確認できるページの写しを添付してください。
③	保護者の疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 疾病・障害・介護等状況確認書 <input type="checkbox"/> 診断書または 障がいを確認することができる手帳	診断書等がない場合は民生委員の確認が必要です。
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護	<input type="checkbox"/> 疾病・障害・介護等状況確認書 <input type="checkbox"/> 診断書または 障がいを確認することができる手帳	診断書等がない場合は民生委員の確認が必要です。
⑤	災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	
⑥	求職活動	<input type="checkbox"/> 入園理由申立書（求職中） <input type="checkbox"/> 求職カードの写しまたは 雇用保険受給資格者証の写し	90日以内に就職し、就労証明書の提出が必要です。
⑦	就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書又は学生証 <input type="checkbox"/> 時間割等スケジュールが分かるもの	在学証明書は学校で取得してください。
⑧	虐待やDVのおそれがあること	<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	
⑨	育児休業取得時に保育を利用して いる兄・姉について、継続利用が 必要であること	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※保険証の写しは不可	就労証明書は勤務先が証明します。 育児休業取得についての記載が必要です。
⑩	産後8週以降も在園児の継続利用 が必要であること	<input type="checkbox"/> 入園理由申立書（妊娠・出産） <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し	母子手帳の表紙と出産予定日が確認できるページの写しを添付してください。

平成28年1月2日以降に南砺市外から転入された方

(単身赴任などで南砺市で課税されていない方も含みます)

□ 市民税・県民税課税(非課税)証明書(平成28年度分)

- ・ 入園決定後に保育園へ提出してください。
- ・ 平成28年1月1日時点で南砺市に住民登録が無かった方は、平成28年1月1日に住民登録のあった市町村から取り寄せてください。
平成28年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知・変更通知(納税義務者用)の写しまたは平成28年度市民税・県民税納税通知書の写しでも構いません。
- ・ 父又は母の証明書等により控除対象配偶者であることが分かる場合には、配偶者の非課税証明書は不要です。
- ・ 世帯の状況により、同居の祖父母分の提出を追加でお願いすることがあります。

未申告の方

- ・ 平成28年度の市・県民税が未確定な方は、至急申告を済ませてください。
市民税が未確定の場合には、認定が保留されます。

海外赴任の方

- ・ 海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、昨年中の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください(日本円に換算したものでお願いします)
国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

※保育料算定に必要な税資料が確認できない場合は、適正な保育料を納入いただくことができないため、入園が決まっている場合でも入園を取り消すことがあります。



「保育の利用を必要とする理由」や状況が変わる場合、保育必要量の変更を行いますので必ず変更したい月の前月20日までに手続きをお願いします。

提出が遅れるとご希望月からの変更はできません。

変更手続についての詳細は12ページでご確認ください。

※認定は、原則として月単位で行い、月の途中からの変更やさかのぼっての変更はできません。

保育料について

保育施設は、国・県及び市の負担金ならびに保護者の負担する保育料によって運営されています。

保育料は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、家計に与える影響を考慮し、所得や児童の年齢に応じて定める額を負担していただくことになっています。原則として父母の市町村民税額を基準に、南砺市では下記「保育料徴収基準額表」により決定しています。ただし、父母以外に家計の主宰者（主に生計を維持する者）がいる場合は、主宰者を含めて算定します。

平成28年度南砺市保育料徴収基準額表（今後、改定される場合があります。）

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)				
階層区分	定義	1号認定	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	1,400	1,400	2,000	1,900
3	市町村民税均等割のみ課税世帯	400	5,000	4,800	6,500	6,200
4	市町村民税所得割課税額48,600円未満	5,400	8,500	8,100	10,500	10,000
5	市町村民税所得割課税額48,600円以上77,100円未満	7,400	11,500	11,000	15,500	14,800
6	市町村民税所得割課税額77,100円以上97,000円未満	8,800	16,500	15,700	20,500	19,500
7	市町村民税所得割課税額97,000円以上140,000円未満	10,300	22,500	21,400	27,500	26,200
8	市町村民税所得割課税額140,000円以上169,000円未満	11,300	24,500	23,300	29,500	28,100
9	市町村民税所得割課税額169,000円以上211,200円未満	11,800	25,500	24,300	30,500	29,000
10	市町村民税所得割課税額211,200円以上256,100円未満	15,200	26,500	25,200	31,500	30,000
11	市町村民税所得割課税額256,100円以上301,000円未満	16,000	28,000	26,600	33,000	31,400
12	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満	16,600	29,000	27,600	36,500	34,700
13	市町村民税所得割課税額397,000円以上	17,000	29,500	28,100	40,000	38,000

※毎年4月1日時点での年齢により決定します。年度途中で誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。

※所得割課税額は、税額控除（配当控除や住宅借入金等特別税額控除等）の適用前の金額です。

※資料の提出がない場合や、提出資料に不備がある場合、保育料を最高額に決定することがあります。

※1号認定には、別に「給食費」の負担があります。

※保育料の算定基準となる市町村民税額の対象年度は、4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月から翌年3月まではその年度の市町村民税額を基準とします。

そのため、毎年9月分から新たに決定した保育料となります。

○平成29年度の保育料

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度市町村民税額で算定					平成29年度市町村民税額で算定						

○参考 平成30年度の保育料

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度市町村民税額で算定					平成30年度市町村民税額で算定						

保育料の減免及び軽減について

①保育料の減免について

母子家庭・父子家庭・障がいのある方（身体障害者手帳等をお持ちの方）がおられる世帯のうち、「保育料徴収基準額表」の次の階層にあたる方は減額となります（別途審査があります）。

【1号認定】

階層	第1子	第2子
3階層	無料	無料
4～6階層 ※所得割課税額77,101円未満に限る	半額	無料

【2・3号認定】

階層	第1子	第2子
2階層	無料	無料
3～6階層 ※所得割課税額77,101円未満に限る	半額	無料

②多子軽減について

これまで国制度では、1号認定については小学校3年生まで、2・3号認定については小学校就学前の範囲で最年長の子どもから2人目は半額、3人目以降は無料とされてきましたが、平成28年度より、1号認定については所得割課税額が77,101円未満、2・3号認定については所得割課税額が57,700円未満である場合、多子軽減の年齢制限が撤廃されました。

上記の軽減対象とならない第2子については、市独自の軽減として、小学3年生までの範囲で最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額となります。

1号認定:市町村民税所得割課税額77,101円未満 2号・3号認定:市町村民税所得割課税額57,700円未満										1号認定:市町村民税所得割課税額77,101円以上 2号・3号認定:市町村民税所得割課税額57,700円以上										
1人のみ		2人同時入園				3人同時入園				1人のみ		2人同時入園				3人同時入園				
第1子	全額	半額	半額	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	全額	半額	半額	全額	半額	半額	全額	半額	全額	
第2子		半額	半額									半額	半額	全額				半額	半額	全額
第3子				無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料				無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
第4子							無料	無料	無料	無料					無料			無料	無料	無料
第5子																			無料	無料

※「保育料徴収基準額表」に記載された金額を「全額」とします。

※延長保育料・一時預かり保育料・病後児保育料・休日保育料・預かり保育料は、軽減対象になりません。

※進学・婚姻・死亡等により転居・除籍された子も出生順位に含めることができます。

③三世帯同居世帯の軽減について

①②の減免及び軽減の対象にならない方で、三世帯同居をしている場合は、申請により保育料が30%軽減されます。

三世帯同居世帯とは・・・

南砺市内で、児童、父母、祖父母または曾祖父母等が同居している世帯（別棟居住世帯を除く）をいいます。

認定は、その世帯の児童が保育園に入園した日（継続児は4月1日）を基準日として行います。

ただし、転出又は転居等により三世帯同居世帯に該当しなくなったときは、その翌月以降を対象としません。

※②③の届出については入園説明会の際に用紙をお渡しの予定です。

④移住定住者の減免

平成27年4月1日以降に転入した移住定住世帯で転入奨励金の交付決定を受けた方は、転入した日から3年の期間を限度として保育料を無料とします。

⑤その他

- ・児童が負傷または疾病のために2週間以上の療養又は入院を要する場合。

※減免に際しては保育料減免申請書、休園届及び出席簿の写しが必要です。

- ・その他、居住する家屋が災害により罹災した場合、扶養義務者の長期疾病・失業等により収入が著しく減少する場合には、短期の減免措置があります。

保育料・延長保育料の納付は口座振替で ※私立認定こども園については各園で手続きをしてください。

- ・保育料・延長保育料の納付は、口座振替をお願いします。
- ・口座振替依頼書は保育園入園承諾書に同封します。（市内の各金融機関にもあります。）
- ・口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印の上、口座振替を希望する金融機関へ提出してください。金融機関の受付印が押された「本人控」は大切に保管してください。
- ・振替日は毎月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。振替日の前日までに残高を確認してください。保育料は当月分を、延長保育料は前月分を振替します。
- ・滞納されますと、税金同様に差押等の処分を行いますので、ご注意ください。

保育事業について

保護者の就労支援等を目的として、南砺市では以下の保育事業を行っています。
実施保育園については、10ページの保育園一覧表でご確認ください。

※私立保育園・私立認定こども園については、各園に確認してください。

【延長保育】※事前登録が必要です

・保育標準時間認定の方

11時間の保育標準時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を行います。

・保育短時間認定の方

8時間の保育短時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を行います。

	区分	延長保育料
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	150円（上限は、月額2,500円）
保育短時間認定	午前7時から午前8時まで	100円（上限無し）
	午後4時から午後5時まで	一時間につき100円 （上限は3,000円）
	午後5時から午後6時まで	
	午後6時から午後7時まで	150円（上限は、月額2,500円）

【預かり保育】※事前申込みが必要です

・認定こども園井波にしいる保育園（幼稚園部分）利用児の保護者やご家族が、一時的な就労などで午後3時の降園時間にお迎えに出来ない場合、預かり保育を行います。

実施時間 午後3時から午後6時まで

利用可能回数 月8回まで

預かり保育料 一時間につき100円

【休日保育】※事前登録が必要です

・保育園に入園している満1歳以上の健康なお子さんで、保護者が日曜日・祝祭日の勤務等のため保育する家族がいない場合に通常利用の一部として保育します。

保育園が利用できるのは、曜日に関係なく休日保育の利用を含めて週6日までです。

休日保育利用の前後一週間以内に振替休みをとり、家庭での保育を行ってください。

実施時間 おおむね8時間（午前8時から午後4時まで）

休日保育料 無料

【病後児保育】※事前登録が必要です

・南砺市に住所があり、満1歳以上の就学前のお子さんが対象です。

・病気回復期で、保育園での集団生活にはまだ入れない園児や同様の状態にある未就園児で、保護者や家族の就業などのために自宅で保育できない場合に、代わって保育します。

保育時間 午前8時30分～午後4時30分まで

病後児保育料 1日2,000円 半日1,000円（子育て応援券が使用できます）

※喜志麻保育園では、体調不良児の対応も行っています。

【一時預かり】※事前申込みが必要です

・保育園に入園していない健康なお子さんで、保護者が諸般の事情で保育できない場合に利用園の開園時間内で利用できます。

保育時間 おおむね8時間（午前8時から午後4時まで）

対象年齢 満1歳以上（喜志麻保育園は生後8週から）の就学前児童

利用可能回数 月12回以内

一時預かり料 1日 2,000円・半日 1,000円（子育て応援券が使用できます）

（喜志麻保育園は別途給食費が必要です。直接お問い合わせください。）

南砺市内保育園・認定こども園一覧

平成29年4月予定

区分	施設名	所在地	電話番号 (0763)	定員	保育事業(注1)					
					乳児	延長 預かり	休日	病後児	一時	
保育園 ・ 認定こども園	城端さくら保育園	理休240	62-7300	265	3ヶ月から	○	○	○	○	
	平みどり保育園	下梨2580	66-2350	40	3ヶ月から	—	—	—	○	
	上平保育園	東赤尾10	67-3651	30	3ヶ月から	—	—	—	○	
	利賀ささゆり保育園	利賀村坂上33	68-2242	20	3ヶ月から	—	—	—	○	
	認定こども園 井波にじいろ保育園	保育園部分	山見2000-14	82-7810	210	3ヶ月から	○	○	○	○
		幼稚園部分			20	—	預かり保育 (注2)	—		—
	山野保育園	岩屋155	82-1356	65	3ヶ月から	○	—	—	○	
	井口保育園	井口116	64-2150	40	3ヶ月から	○	—	—	○	
	福野ひまわり保育園	百町101-1	22-8225	220	3ヶ月から	○	○	○	○	
	福野おひさま保育園	柴田屋209	22-8720	220	3ヶ月から	○	○	—	○	
	福光どんぐり保育園	福光381-1	52-6701	220	3ヶ月から	○	○	○	○	
	福光南部あおぞら保育園	小坂694-8	52-7670	65	3ヶ月から	○	○	—	○	
	福光東部かがやき保育園	荒木1305-1	52-7320	220	3ヶ月から	○	○	○	○	
	喜志麻保育園	高宮663	52-4647	75	生後8週から	○	○	○	○ (注3)	
	認定こども園 福野青葉幼稚園	(注4) 保育園部分	福野1071	22-2530	48	概ね 満1歳から	○	—	—	○
幼稚園部分					32	—	○	—	—	○
(注4) 保育園部分		荒木1301-1	52-1008	30	概ね 満1歳から	○	—	—	○	
				幼稚園部分	10	—	○	—	—	○

* 定員については変更になる場合があります。

(注1) 保育事業についての詳細は、9ページをご覧ください。

(注2) 認定こども園井波にじいろ保育園(幼稚園部分)の預かり保育については、9ページをご覧ください。

(注3) 喜志麻保育園では体調不良児も受入れしています。

(注4) 認定こども園福野青葉幼稚園及び認定こども園福光青葉幼稚園については、直接園にお尋ねください。



支給認定・入園承諾後の手続き

※私立認定こども園については、一部手続きに異なる点がありますので各園に確認してください。

【入園を辞退される場合】

入園承諾書が届いたあとに入園を辞退されることになった場合は、できるだけ早くに、「入園承諾書」に辞退の理由・保護者名を明記し、押印の上、保育園に提出してください。
合わせて「支給認定変更（変更・取消）申請書」の提出と「支給認定証」の返却をお願いします。

【希望保育園等を変更したい場合】

住所変更等により変更を希望される場合は、こども課に申し出てください。
入園調整後の変更には対応できない場合もありますのでご了承ください。

【保育を必要とする理由や住所、家族の状況等が変わった場合】

申込書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに「支給認定変更（変更・取消）申請書」と「支給認定証」を保育園に提出してください。

妊娠が判明した場合や、出産された場合も変更申請が必要です。

ただし、月48時間以上の就労が確認できないなど、保育の必要な理由に該当しなくなった場合は、支給認定が変更となり、入園承諾は取り消しとなります。

【入園後、事情により退園する場合】

退園される場合は、退園される20日前までに「退園届」を保育園に提出してください。

【転園される場合】

転園される方は、通園している保育園に相談のうえ、「退園届」と希望する保育園の「支給認定申請書兼入園申込書」を保育園に提出してください。

【市外へ住所変更（転出）された場合】

市外へ住所を変更された場合は退園となります。速やかに「退園届」を保育園に提出してください。
なお、引き続き入園を希望される場合は、新しい住所の市区町村での手続きが必要となりますので、事前にこども課または保育園にご相談ください。

【市外の保育園の申込みについて】

里帰り出産などで南砺市以外の保育園へ入園（広域入園）を希望される場合は、こども課または保育園にご相談ください。



変更手続き一覧と変更に必要なもの

支給認定変更(変更・取消)申請書

マイナンバーと本人確認のできるもの(詳しくは13ページでご確認ください。)

印鑑

下記の必要書類

交付済みの支給認定証

※変更希望月の前月20日が提出期限日です。期限までに書類が整わない場合は申請することができません。なお、変更は申請受付の翌月からとなりますのでご注意ください。

※変更の内容によっては、支給認定の内容(利用可能時間等)や保育料が変更となることがあります。

変更内容		必要書類
支給認定区分・保育必要量(標準時間・短時間)の変更		条件変更後の就労証明書等
住所	市内転居	
	市外に転出	退園届
氏名変更	子ども又は保護者	
	その他の同居親族	
勤務先変更	就職・転職	新しい勤務先の就労証明書等
	異動	異動がわかる就労証明書等
	育児休業明けの復帰	復帰後の就労証明書等
退職	退職後、求職活動をする	入園理由申立書(求職中)のほか、求職カードなどのコピー
	退職後、保育園等を退園する	退園届
妊娠	就労中の方	産休期間を記載した就労証明書
	上記以外の方	入園理由申立書(妊娠・出産)のほか、母子手帳(出産予定日を記載したページ)のコピー
出産	産休後、育児休業を取得する	育児休業期間を記載した就労証明書
	産休後、育児休業を取らずに復帰する	就労証明書
	産休後、育児休業を取らずに保育園等を退園する	退園届
	産休後、求職活動をする	入園理由申立書(求職中)のほか、求職カードなどのコピー
	産後の特例利用	入園理由申立書(妊娠・出産)のほか、母子手帳(出産(予定)日を記載したページ)のコピー
疾病・障害	病気になった	疾病・障害・介護等状況確認書のほか、診断書
	身体障害者手帳等が交付された	疾病・障害・介護等状況確認書のほか、身体障害者手帳等のコピー
介護・看護をする		疾病・障害・介護等状況確認書のほか、診断書等
就学する		在学証明書、時間割表
認定期間の変更		変更内容のわかるもの
世帯構成の変更	保護者の離婚(調停)による別居	
	保護者の婚姻	①結婚相手の保育ができない状況を確認する書類(就労証明書等) ②保育料算定のための税資料(※南砺市で住民税の課税がされていない方のみ)
	上記以外の変更(祖父母との同居や別居、下の子の出産など)	祖父母と同居した場合は、祖父母の年齢により保育ができない状況を確認する書類(就労証明書等) ※祖父:60歳未満、祖母:65歳未満
住民税額の変更		転入された方は課税証明書等

個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認

マイナンバー法の施行に伴い、保育園等の入園手続きの書類にマイナンバーを記載していただくこととなりました。書類提出の際には、マイナンバー確認及び申請者ご本人または代理人の方の本人確認を行います。手続きの際には、以下のものを忘れずにお持ちください。

【保護者(申請者)がマイナンバーを記載した申請書を提出する場合】…本人申請

	マイナンバー確認資料 (正しいマイナンバーであることの確認)	本人確認資料 (マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)
本人申請	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード
	<ul style="list-style-type: none"> 通知カードまたは マイナンバーが記載された住民票の写し 等 <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【注意!!】 申請書の保護者(申請者)欄に 対象児童の「父」の氏名を記入された場合で、 申請書を対象児童の「母」が提出するときは、 代理人申請となります。</p> </div>	<p>【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 等 <p>【身分証明書(以下の書類から2点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険の被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 等

【代理人が保護者(申請者)のマイナンバーを記載した申請書を提出する場合】…代理人申請

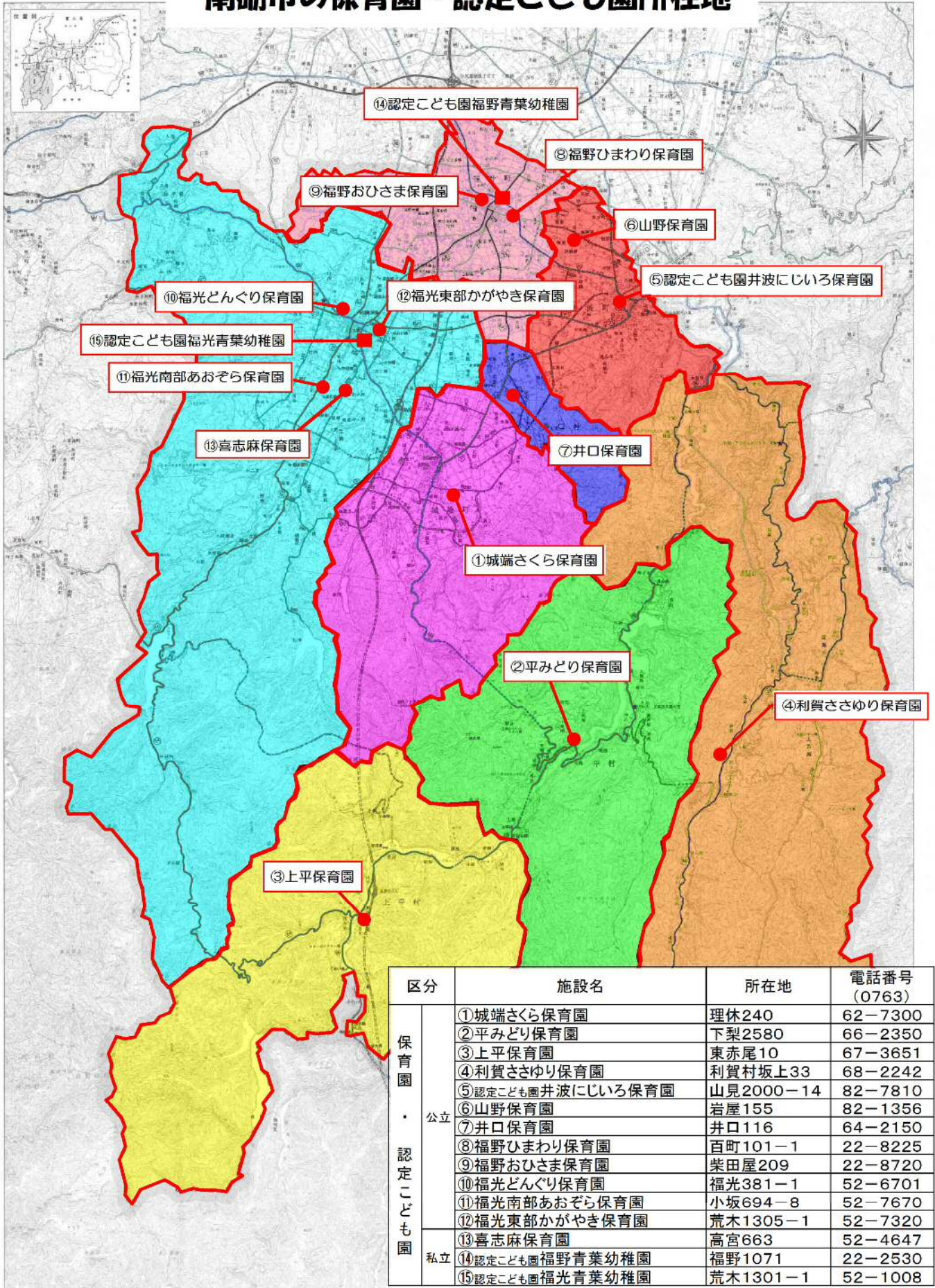
	保護者のマイナンバー確認資料 (提供された保護者のマイナンバーが正しい番号 であることの確認)	代理人の本人確認資料 (申請書を提出する方の本人確認)
代理人申請	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード またはその両面の写し 通知カードまたは写し マイナンバーが記載された 住民票の写し 等 	<p>【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(代理人) 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 等 <p>【身分証明書(以下の書類から2点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険の被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 等

※代理権確認書類として申請書の代理人欄の記載が必要です。

マイナンバーを利用する申請書は以下のとおりです。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育園・認定こども園等入園申込書
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更(変更・取消)申請書
支給認定証再交付申請書

南砺市の保育園・認定こども園所在地



区分	施設名	所在地	電話番号 (0763)	
保育園 ・ 認定こども園	公立	①城端さくら保育園	理休240	62-7300
		②平みどり保育園	下梨2580	66-2350
		③上平保育園	東赤尾10	67-3651
		④利賀ささゆり保育園	利賀村坂上33	68-2242
		⑤認定こども園井波にじいろ保育園	山見2000-14	82-7810
		⑥山野保育園	岩屋155	82-1356
		⑦井口保育園	井口116	64-2150
	私立	⑧福野ひまわり保育園	百町101-1	22-8225
		⑨福野おひさま保育園	柴田屋209	22-8720
		⑩福光どんぐり保育園	福光381-1	52-6701
		⑪福光南部あおぞら保育園	小坂694-8	52-7670
		⑫福光東部かがやき保育園	荒木1305-1	52-7320
		⑬喜志麻保育園	高宮663	52-4647
		⑭認定こども園福野青葉幼稚園	福野1071	22-2530
		⑮認定こども園福光青葉幼稚園	荒木1301-1	52-1008

